

⑩過年度医業未収金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
病院事業局	<p>(意見A)</p> <p>入院患者に対して適時請求を行っていない。</p> <p>県は規程等に基づき適時請求を行うべきである。特に入院患者の診療報酬は高額となることから、退院時請求が何故できないのか、その原因の調査と分析を行い請求業務の速やかな改善が望まれる。</p> <p>この点、中央病院では平成21年9月適時請求できない原因をコンサルティング会社に外部委託して調査している。県は当該調査報告を受け、その内容を精査した上で適切な対策を図り、診療報酬の適時請求を行うことにより未収金の発生を未然に防ぐよう努力しなければならない。</p>	<p>コンサルティング会社の調査報告を受け、平成24年1月の電子カルテシステム導入や、運用の見直し、医事業務委託業者の協力、医局会での依頼・周知を図りながら、退院時請求率は向上してきている。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、資料(「退院時請求率の推移(平成22年度～平成24年度実績)」およびコンサルティング会社の調査結果)の閲覧を行った。

(改善状況)

コンサルティング会社の調査結果を受けて改善を図っており、退院時請求率は上昇している。平成22年度以降の退院時請求率は下表のとおり。

退院時請求率の推移

	H22	H23	H24
退院者数(A)	24,877	25,239	25,389
うち平日	17,146	17,127	17,637
退院時請求対象外数(B)	4,276	6,867	3,702
うち平日	2,403	3,257	2,379
退院時請求件数(C)	6,744	7,208	9,101
うち平日	5,350	5,807	6,824
退院時請求率(C)/(A-B)	32.7%	39.2%	42.0%
退院時請求率(平日のみ)	36.3%	41.9%	44.7%

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
病院事業局	<p>(意見A)</p> <p>カード支払の実効性が確保されていない(鶴岡病院)。</p> <p>当該システムの導入段階において、平成19年3月県立病院課が各病院に宛てた「病院料金のクレジットカード納付について」によると、「病院におけるクレジットカード納付開始の周知については院内掲示」を行うことが基本とされていた。しかし、平成21年11月現在、鶴岡病院ではクレジットカードでの支払いが可能であることは窓口を見る限り明確な状況となっていなかった。</p> <p>さらに、クレジットカードの読取機も会計窓口ではなく事務室内に設置されており、県が意図した未収金対策につき実効性が確保されていない結果となっていた。</p> <p>システム導入から3年を経過し</p>	<p>鶴岡病院において、読取機の窓口設置を行った。クレジットカード使用状況についても向上している(全体平成21年度 5,674件→平成24年度 14,589件、鶴岡病院 平成21年度 23件→平成24年度 115件)。</p>

	ている現段階で、上記のような状況を放置することは、未収金対策に係る手続として妥当とはいえない。	
--	---	--

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、資料(「クレジットカード納付利用実績」)の閲覧を行った。

(改善状況)

クレジットカード読取機の窓口設置等により、下表のとおりクレジットカード利用納付実績は向上している。

クレジットカード納付利用実績

H21年度

(単位：件、円)

	中央病院		新庄病院		河北病院		鶴岡病院		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
累計	3,191	129,508,851	1,277	26,552,940	1,183	26,113,439	23	331,230	5,674	182,506,460

H22年度

(単位：件、円)

	中央病院		新庄病院		河北病院		鶴岡病院		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
累計	4,022	144,909,862	1,453	28,045,820	1,196	27,048,568	42	607,030	6,713	200,611,280

H23年度

(単位：件、円)

	中央病院		新庄病院		河北病院		鶴岡病院		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
累計	5,751	184,952,463	1,485	29,096,350	1,143	25,120,036	101	452,660	8,480	239,621,509

H24年度

(単位：件、円)

	中央病院		新庄病院		河北病院		鶴岡病院		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
累計	11,450	240,941,966	1,651	31,614,690	1,373	27,479,859	115	721,830	14,589	300,758,345

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
病院事業局	(意見A) 保証人に対する手続が行われていない。 県はまず規程・マニュアルを再整備し、保証人に対する具体的な徴収手続を速やかに行うこ	山形県病院事業局未収金取扱要領(平成21年8月6日)や山形県立中央病院未収金対策マニュアル(平成23年3月)の改正を行い、より実効性のあるものとした。

	とが必要である。	
--	----------	--

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリングおよび資料(「山形県病院事業局未収金取扱要領」、「山形県立中央病院未収金対策マニュアル」、保証人への催促文)の閲覧を行った。

(改善状況)

改正の結果、下記の規定が設けられていることを確認した。

<p>山形県病院事業局未収金取扱要領より抜粋 第2章 未収金の発生防止 第12 (入院患者に係る保証人) 病院長は、催促しても入院診療に係る個人負担分が納入されないものについては、保証人に対して未納状況の通知をするものとする。</p>

<p>山形県立中央病院未収金対策マニュアルより抜粋 3.未収金の回収手続(1)督促・催告および出張徴収⑥ 会計係は、入院費の未納者のうち督促等に応じない未納者に対しては、連帯保証人に対し、納入の請求を行う。</p>

通知の実施件数については、本人と保証人を区別した集計は行っていないが、文書催告全体の件数について、平成21年度 7,246件、平成22年度 5,525件、平成23年度 5,628件、平成24年度 8,996件という回答を得た。

(結論)

県は規程等の整備を行い、意見に対する措置を行っている。ただし、文書催告の件数について、本人と保証人を区別した集計を行っておらず、保証人に対する具体的な実施件数を把握することができなかった。

保証人に対する手続についての管理資料として有効に機能するよう、文書催告の件数については本人と保証人を区別して集計を行うことを検討されたい。【意見】

実施機関名	監査意見要約	措置状況
病院事業局	<p>(意見A) 相続調査が適時に行われていない。 相続調査が行われない間に時効完成しているケースもあり、その対策について早急に対応すべきである。</p>	<p>山形県病院事業局未収金取扱要領や山形県立中央病院未収金対策マニュアルの改正を行い、運用を行った。 また、平成25年4月以降、2ヶ月以上延滞や繰り返し等の悪質な債務者については弁護士法人に相続調査も含め回収業務を委託している。 平成25年7月現在、委託している件</p>

		<p>数は約140件である。以前は債権回収会社による回収を行っていたが、1年間回収不能の場合、県に返還されるため、弁護士法人との契約に変更した。</p> <p>弁護士法人との契約内容は回収額の33.34%であり、完全出来高制である。</p>
--	--	--

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、資料（弁護士法人との委託契約書、および相続調査資料）の閲覧を行った。

(改善状況)

外部委託を積極的に活用し、病院事業局未収金の回収に努めていることを確認した。

また、委託前の債権については各病院で実施しており、これについては相続調査の際の資料を閲覧し確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
病院事業局	<p>(意見A)</p> <p>入金時の充当処理が適切に行われていない。</p> <p>県では、債務返済に係る弁済者の意思表示文書等が明確に保管されていないまま、消滅時効の中断を目的として後に弁済期が到来する債権に充当しているケースが散見された。この手続は民法上の処理として妥当ではなく、債務者の時効に係る援用につき対抗できない処理となる。</p>	<p>平成19年度までは窓口入金があればその際の請求に充てていたケースがあったが、現在は古い債権から充当するよう運用している。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、および医事会計システムの入金状況画面を閲覧した。

(改善状況)

ヒアリングおよび医事会計システムの入金状況画面を閲覧し、現在では入金時の充当

処理が適切に行われていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
病院事業局	<p>(意見A)</p> <p>業務委託に関する県民への説明が不適切である。</p> <p>ホームページ「県民の生の声」における回答は、その業務委託内容にあたかも集金業務がないかのような誤解を与えかねない記述となっている。</p> <p>県は収納業務委託に係る契約書・仕様書に基づく業務内容が、正しく県民に伝わるよう県ホームページの記述を改めるべきである。</p>	山形県ホームページにおいて集金業務が行われる旨の記載に変更している。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、および山形県ホームページの閲覧を行った。

(改善状況)

山形県ホームページの県民の生の声コーナーの「治療費滞納の回収業務について(2009年5月11日)」から一部抜粋すると、下記のとおりとなっており改善が図られている。

○当初

委託業務の具体的な内容は、未納者に対し、電話や文書による支払がない事実のお知らせや、支払わない理由の確認、居所等の所在調査などです。

○措置後

委託業務の具体的な内容は、未納者に対し、電話や文書による支払がない事実のお知らせや、支払わない理由の確認、居所等の所在調査及び未納者からの入金を取りまとめ県に納入する集金業務などです。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
病院事業局	(指摘事項)	山形県公報 第2180号(平成22年9

	<p>県取扱要領における時効の規定を適時に更新していない。県は最新の判例等を各種規程等に反映するよう法的フォローを行った上で、定期的な規定等の見直しを行うことが肝要であろう。</p>	<p>月24日)には「今後は、法律改正や判例等の動向を踏まえ、適時適切な規定等の見直しを行う。」と掲載されている。</p> <p>直近では山形県病院事業局未収金取扱要領(平成21年8月6日)および山形県立中央病院未収金対策マニュアル(平成23年3月)の改正が行われている。</p> <p>山形県病院事業局未収金取扱要領および山形県立中央病院未収金対策マニュアルの改正を行った後は、法律改正や判例等を注視しているが、平成23年3月以降は特段改正を検討する事項はないため、未収金対策会議等で議題としていない。会議の中で各病院の取組状況を把握し、取扱要領及びマニュアルの改正が必要となる場合には改正を検討するようにしている。</p>
--	---	---

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、資料(「山形県病院事業局未収金取扱要領」、および「山形県立中央病院未収金対策マニュアル」)の閲覧を行った。

(改善状況)

担当課へのヒアリング、および資料閲覧の結果、マニュアルの改正および、規程等の見直しについて定期的に検討されていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
病院事業局	<p>(意見A)</p> <p>時効完成の債権につき手続が行われていない。</p> <p>県はまず、なぜ時効が完成してしまったのかその原因を債権ごとに究明し、今後の債権管理</p>	<p>公的債権とは異なり、私的債権である医業未収金は、時効である3年を経過しても、援用しなければ時効が成立しないものである。そのため、病院としては3年経過後も請求を行い、分納等により時効の中断をし</p>

	<p>に活用する手続を踏むべきであろう。</p> <p>さらに、弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続及びこれらに基づく回収手続を行うことが妥当である。</p>	<p>て、債権の保全を図っている。</p> <p>また、時効期間の経過に関わらず、各病院において、個別的に日々未納の原因分析を行っている。</p>
--	---	---

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリングおよび未納者への督促状況の資料を閲覧した。

(改善状況)

未納者への督促状況の資料を閲覧し、弁済者の一部納入や債務承認の記録が残されていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

⑪地方税

実施機関名	監査意見要約	措置状況
税政課	<p>(意見A)</p> <p>個人住民税について、従来以上に、各市町村との連携を図る必要がある。例えば、具体策として考えられるのは、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者の納付方法につきコンビニエンスストアでの収納を全市町村で可能となるようにし、納税者の利便性を高めること。 ・給与所得者の未収を防ぐために、雇用している事業者に対して、個人住民税の特別徴収制度を選択してもらうことをはたらかせること。 ・各市町村に対して、回収に関する支援体制を強化すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村でのコンビニ収納の導入状況に関して、現在は全35市町村中9市町でコンビニ収納を導入しているものの、個人住民税を納付できるのは6市町のみである。現状では、今後5市町において導入予定で、7市町で導入に向けた検討を行っている。県は市町村への呼びかけを行っているものの、最終的な判断は賦課徴収を行う市町村が行っている。 ・平成24年度に全市町村が参加する山形県個人住民税特別徴収推進会議を設置し、その中で平成26年度までに特別徴収の完全実施をするアクションプランを策定した。現在はこのプランに基づいて特別徴収の徹底の取組を推進している。 ・山形県地方税徴収対策本部において、個別訪問、共同催告などを実施しているほか、市町村職員も参加する全県的な研修会を開催し、徴収技術の向上を図っている。また、各地域協議会においても相談や研修等の支援を実施している。山形県徴収対策本部による研修は平成21年度には1回・参加者83名であったが、平成24年度には5回・参加者延べ320名に増えている。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、および資料(「個人住民税における特別徴収の完全実施に向けたアクションプラン」、「平成25年度山形県地方税徴収対策本部会議資料」)の閲覧を行った。

(改善状況)

コンビニ収納の導入について判断を下すのは各市町村であるため、県は導入を促す役

割を担っていることになるが、コンビニでの収納を行う市町村は増加している。

個人住民税の特別徴収の完全実施に向けたアクションプラン（平成 24 年 8 月）（以下、「アクションプラン」という。）によれば、平成 22 年度の山形県の特別徴収実施率は 71.0%であり、全国 47 都道府県中 26 位である。県は特別徴収の完全実施を達成すれば、増収額は市町村民税 1 億 30 百万円、県民税 80 百万円と試算している。

特別徴収の完全実施には、賦課徴収を行う市町村との連携が必要不可欠である。県は県内全市町村が参加する「山形県個人住民税特別徴収推進会議」を設置し、上記のアクションプランを策定している。今後はアクションプランの実施状況を注視する必要がある。

（結論）

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
税政課	<p>（意見A）</p> <p>自動車税について、悪質・多額と認められる納税者には、自動車の差押を含めた厳しい姿勢でのぞむべきである。また、納税者の納税のしやすさを確保することも回収をすすめることにつながるものと考えられることから、例えば以下の方法を導入あるいは推進することを検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振替納税を推進すること ・コンビニエンスストアでの納付や休日の窓口納付を可能にすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の普及拡大については、重点実施事項にしており、自動車税と個人事業税の納税通知書の同封物に口座振替のPR文を記載し、普及を図っている。 ・平成22年度にコンビニ収納を導入し、平成25年度は自動車税に係るインターネットによるクレジット収納も導入した。コンビニ収納を導入したことにより、総合支庁による休日の窓口納付は取りやめている。

（措置状況に対する監査人の検証手続）

担当課へのヒアリング、および資料（自動車税に関する納税通知書の同封物、自動車税に関するポスターやチラシ、および「自動車税の納期内納付率向上対策の実施結果」）の閲覧を行った。

（改善状況）

納税通知書の同封物やポスター、チラシを閲覧し、口座振替やコンビニ収納、インターネットによるクレジット収納の普及が図られていることを確認した。

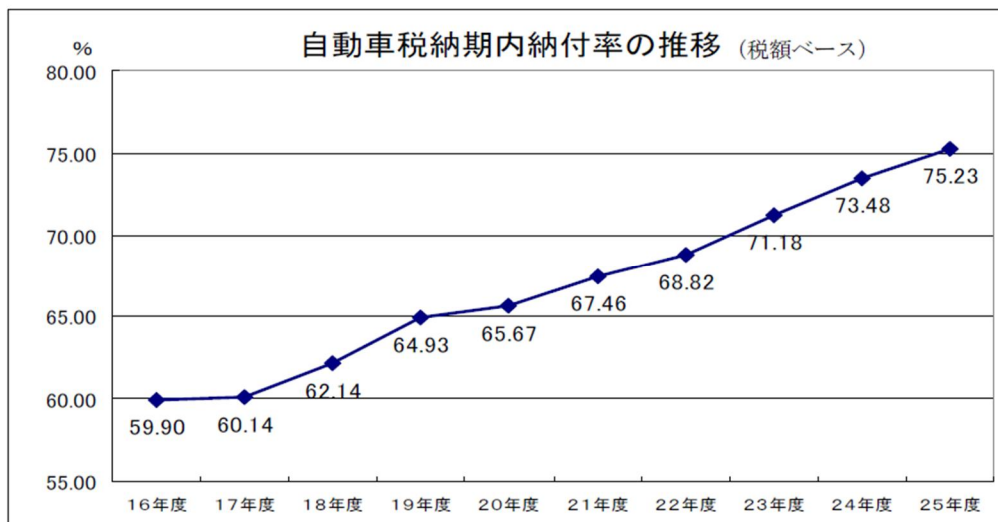
また、下表のとおり納期内納付率は向上しており、コンビニ収納の導入は一定の効果

をもたらしている。

自動車税の納期内納付率向上策の実施結果

納期内納付率の推移は下表のとおりである。

税額ベース



※ 平成 17～21 年度まで「自動車税納期内休日窓口」を開設。平成 22 年度からコンビニ収納を開始。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
税政課	<p>(意見A)</p> <p>発生後、長期間を経過している未収が散見される。既述した未収の中での最も古い未収は平成4年に発生したものであり、迅速な回収がなされたのかどうか、結果として徴収手続きが十分なものだったかは疑義なしとしない。地方税法等に基づき公平かつ適正な課税・徴収を実施することはもちろんであるが、長期化しないように努める必要がある。</p>	<p>以下の施策により、計画的、効果的な滞納整理に努めている。</p> <p>①滞納整理強調月間(3か月程度)における集中滞納整理等の実施</p> <p>②搜索・差押えの積極的な実施とインターネット公売の活用促進</p> <p>③滞納者の事情に応じた分納、徴収猶予などの制度の適用検討</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、および資料（「平成 25 年度税務行政運営方針」および「平成 25 年度山形県地方税徴収対策本部会議資料」）の閲覧を行った。

(改善状況)

上記資料の閲覧を行い、平成 25 年度において上記①～③を重点実施事項に掲げていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

⑫生活保護返還金

実施機関名	監査意見要約	措置状況
健康福祉企画課	<p>(意見A)</p> <p>受給資格要件審査について、全県で統一した手続による整った体制が構築され運用されていることが必要である。</p> <p>受給者に対して、受給期間中の収入の変化等が生じた場合には申告義務が生じることを周知徹底させることが必要である。</p> <p>また、行政側でも受給者の収入状況及び財産状況を把握する体制を構築し運用することが必要である。</p>	<p>【受給者への収入申告義務についての周知徹底について】</p> <p>県が各福祉事務所に対して毎年実施している生活保護法施行事務一般監査において、被保護者への義務の周知方法について確認のうえ、被保護者への収入申告義務の周知について指導している。</p> <p>収入申告の申告義務の周知方法については、保護開始時において、各被保護者に対し、「保護のしおり」を活用して、収入申告義務について周知している。</p> <p>また、保護開始後もケースワーカーによる定期訪問の際に、定期的な収入・臨時的な収入については申告の義務があることを周知し、収入状況についての確認を行っている。</p> <p>【行政側の受給者の収入状況及び財産状況を把握する体制の構築・運用について】</p> <p>保護の実施要領上、被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、年1回、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税調査を実施することとなっており、その調査の徹底については「課税調査の徹底及び早期実施について（平成20年10月6日社援保発第1006001号）」においても周知されている。</p> <p>実際の実施状況については、県が毎年実施している生活保護法施行事務一般監査において、その実施状況を確認している。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、資料（平成 24 年度生活保護法施行事務一般監査における監査調書、「生活保護のしおり」、「課税調査の徹底及び早期実施について（平成 20 年 10 月 6 日社援保発第 1006001 号）」）の閲覧を行った。

(改善状況)

上記資料を閲覧し、申告義務の徹底および収入状況等の把握が行われていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
健康福祉企画課	(意見A) 回収手続を充実することが必要である。特に、不実の申請その他不正手段により保護を受けた場合に適用される生活保護法第78条に基づく費用徴収のうち明らかに資力があると認められる場合には、強制執行を含めた厳格な対応を行うことが必要である。	各実施機関に対し、適正な回収を実施するよう指導している。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリングを行った。

(改善状況)

実際の回収状況について担当課へヒアリングしたところ、平成 22 年以降、明らかに資力があると認められる受給者は発生していないという回答を得た。生活保護の受給者の多くが生活困窮者であるという状況を考慮すれば、不合理な状況ではない。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
健康福祉企画課	(意見A) 当該延滞金は徴収されていないが、第78条を適用した場合等ケースによっては徴収しないことは適当ではないと考え	当該延滞金の取扱いについて、厚生労働省社会・援護局保護課保護係に厚生労働省の見解を確認したところ「生活保護の趣旨に鑑み、慎重に判断していただきたい」と口頭にて

	<p>る。法令等を遵守し返還すべき事実該当した場合には然るべき返還等を行った受給者との間に、不公平な結果を生じさせると考えるからである。生活保護制度の趣旨も十分考慮しながら、山形県税外収入金延滞金等徴収条例の改正を行い、これに伴う規則等を整備し、徴収すべきと認められる場合には徴収すべきである。</p>	<p>回答を得た。 本県としては、生活保護が最低限度の生活をするのに不足する分を補う程度のものであるため、延滞金の徴収により最低限度の生活が保障されなくなれば、法の趣旨に反するものと考えているが、引き続き他県の動向も注視しながら検討している。</p>
--	---	---

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリングを行った。

(改善状況)

県は厚生労働省からの「生活保護の趣旨に鑑み、慎重に判断していただきたい」との見解を尊重し、延滞金の徴収を行うための条例の改正等を行っていない。ただし、平成21年度意見で指摘した不公平感は未だ残っており、今後も他県の動向などを踏まえ検討していくべきである。

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
健康福祉企画課	<p>(指摘事項) 監査対象とした債務者について、債権の発生経緯等に関する詳細な記録が提示されなかった。過去において、担当者間の引き継ぎがうまくなされなかったことが原因と推測される。</p>	<p>山形県公報 第2180号(平成22年9月24日)によれば、下記のとおりである。 「平成22年3月開催の基準改定説明会において、各実施機関に対し、未収金のある廃止ケースについては文書保存年限5年経過後も廃棄しない等、担当者間の引継ぎに留意するよう口頭で指導を行った。」</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、資料(平成22年生活保護基準改定説明会資料、「未収金のある生活保護廃止ケースにかかる文書保存について」(平成25年9月24日))の閲覧を行った。

(改善状況)

平成 22 年生活保護基準改定説明会の資料を閲覧したところ、「未収金のある廃止ケースについて担当者間の引き継ぎに留意すること（文書保存年限 5 年経過後も廃棄しない等、対応すること）」を出席者に口頭で指導した旨の記録があった。担当課にヒアリングしたところ、口頭による指導のみで文書により周知した事実はないとの回答を得た。
（結論）

地方公共団体の人事政策により所管の担当者は数年で交代となる場合が多く、その場限りの口頭による指導ではその有効性は確保されないと考える。当該指導に関して、文書での通知や規程へ盛り込むなどの対応が必要である。【意見】

なお、健康福祉企画課は、平成 25 年 9 月 24 日に各総合支庁に対して当該指導に関する文書を通知し、再度周知を図っている。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
健康福祉企画課	（意見A） 一定の期間を経過した債権は、回収担当を設け、一括管理・回収を行うことも検討されるべきである。	被保護者の状況については、ケースワーカーが熟知しており、保護が継続している被保護者についての債権については、ケースワーカーが定期訪問等の際に、随時その状況を確認している。 保護廃止となったケースについては、総合支庁の管理担当者・ケースワーカーが協力して債権管理を行っている。

（措置状況に対する監査人の検証手続）

担当課へのヒアリングを行った。

（改善状況）

担当課にヒアリングを行ったところ、平成 21 年度意見を踏まえ回収担当を設けることも検討したが、現場を熟知したケースワーカーが管理業務に携わった方がより効果的であるという判断に至ったとの回答を得た。

（結論）

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
健康福祉企画課	（意見A） 発生より長期間経過している債務者については、回収可能性	回収の可能性については十分検討のうえ、その見込みがないものについては不納欠損としているところ

	<p>があると認められる場合には回収に努める必要があり、年齢、資産状況及び収入状況等を考慮して回収の見込みがない債務者については、すみやかに不納欠損処理を行うことも検討されるべきであると考えます。</p>	<p>である。</p>
--	--	-------------

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課へのヒアリング、資料（「生活保護費返還金 滞納整理表」）の閲覧を行った。

(改善状況)

「生活保護費返還金 滞納整理表」を閲覧し、破産手続を行った債務者について、免責許可決定書を受領した段階で不納欠損処理を行っていることを確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

⑬廃棄物の不法投棄費用代執行

実施機関名	監査意見要約	措置状況
循環型社会推進課	(意見A) 行政代執行が行われる時点で未収金が発生し、その未収金が回収されなくなる可能性が高いと認識すべきである。すなわち未収金を発生させないために、行政代執行を行わずにすむように問題が認識されたならば速やか、かつ、厳正な対応を行い、事態の改善を図るべきである。県では各不法投棄物防止対策を講じているが、これらの策を有効なものとなるように努める必要がある。	平成22年度から不法投棄の常習箇所を中心に不法投棄監視カメラを設置し、不法投棄の未然防止と早期発見に努め、不法投棄が疑われる画像が記録された場合には、必要に応じて所轄警察署と協議しながら対応することとしている。

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリング、資料（山形県ホームページ）の閲覧を行った。

(改善状況)

下表より、平成24年度に新規確認箇所が減少しているのがわかる。

不法投棄箇所数の推移

(注：30㎡以上の箇所)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
新規確認箇所数	67	88	46	58	48	48	36	29	35	35	40	27
原状回復終了箇所数	72	88	122	94	44	45	37	33	42	34	48	29
原状回復未済箇所数	147	147	71	35	39	42	41	37	30	31	23	21

(山形県ホームページより)

(結論)

措置状況に問題は無い。

実施機関名	監査意見要約	措置状況
循環型社会推進課	<p>(意見A)</p> <p>調査対象のうち一部については、平成20年1月から2月に行政代執行が行われている。当該未収金については、手続きに従い回収努力を継続し、未収金の状態を解消することが必要である。また、必要であれば、担当である村山総合支庁北村山税務課に対して滞納処分の依頼を行うことも検討されるべきである。</p>	<p>これまでに引き続き滞納者に対し納入催告を行うとともに、村山総合支庁納税課と連携して納税者に関する必要な情報収集を行い、処分可能な財産が確認された場合には、村山総合支庁納税課に滞納処分依頼を行う。</p>

(措置状況に対する監査人の検証手続)

担当課に対するヒアリングを行った。

(改善状況)

措置状況のとおりであることを、ヒアリングにより確認した。

(結論)

措置状況に問題は無い。

第3 県税収入の管理事務

県税収入の管理事務総括

厳しい国家財政の下、地方交付税等の国依存財源が縮減傾向にある一方で、社会保障関係経費は年々増加傾向にある。このような県財政を取り巻く厳しい環境を考えれば、県税を含めた自主財源を効果的かつ安定的に確保していくことが重要であることは明白である。

平成25年度山形県一般会計の歳入予算(6,076億円)のうち自主財源は2,636億円であるが、このうち県税は905億円と、自主財源の約34.3%と大きな割合を占める。県税を効果的に徴収することが、自主財源の安定化につながり、県財政にとって重要な収入となる。この点、山形県においては、「山形県行財政改革推進プラン(平成25年3月)」において、県税収入の確保を重要課題として掲げ、取組みを推進している。

(山形県の取組み)

① 県税収入の確保

県税収入を確実に確保するため、市町村との連携を強化するとともに、滞納整理を厳正に執行する。一方、クレジット収納の導入等、納税者の利便性向上をさらに推進する。
(「山形県行財政改革推進プラン(平成25年3月)」より抜粋)

上記内容を達成するべく、山形県では具体的に下記の3つの取組みを実施することとしている。

- 市町村との連携強化
- 滞納整理の強化
- 納税環境の整備

(「山形県行財政改革推進プラン(平成25年3月)」より抜粋)

また、上記内容の達成状況を確認する指標として、徴収率、特別徴収実施率によって、達成状況の評価を行っている。地方公共団体における行政評価の取組みとしては、このような指標を用いて達成状況の経過を評価する仕組みは大変有効であると考えられる。

《目標指標》

- 徴収率
 - ◇ 現年課税分 99.3% (平成23年度) → 99.5% (平成28年度)
 - ◇ 滞納繰越分を含めた現滞計 97.0% (平成23年度) → 97.5% (平成28年度)
- 特別徴収の完全実施
 - ◇ 個人住民税特別徴収 (※1) 完全実施 (※2) に取り組む市町村数

9市町村（平成24年度） → 全35市町村（平成26年度）

◇ 県内市町村の特別徴収実施率（人員ベース）

74.7%（平成24年度） → 85.0%（平成26年度）

（特別徴収に係る納税義務者数 / 市町村民税の納税義務者数（給与所得者））

※1 個人住民税における特別徴収：給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収と同様に、給与所得者（従業員）に毎月支払う給与から個人住民税を引き去りし、従業員に代わって市町村に納める制度。地方税法及び各市町村の条例の規定により、従業員の所得税の源泉徴収を行う事業主は、従業員の人数にかかわらず、特別徴収義務者として、従業員の個人住民税を特別徴収する義務がある。

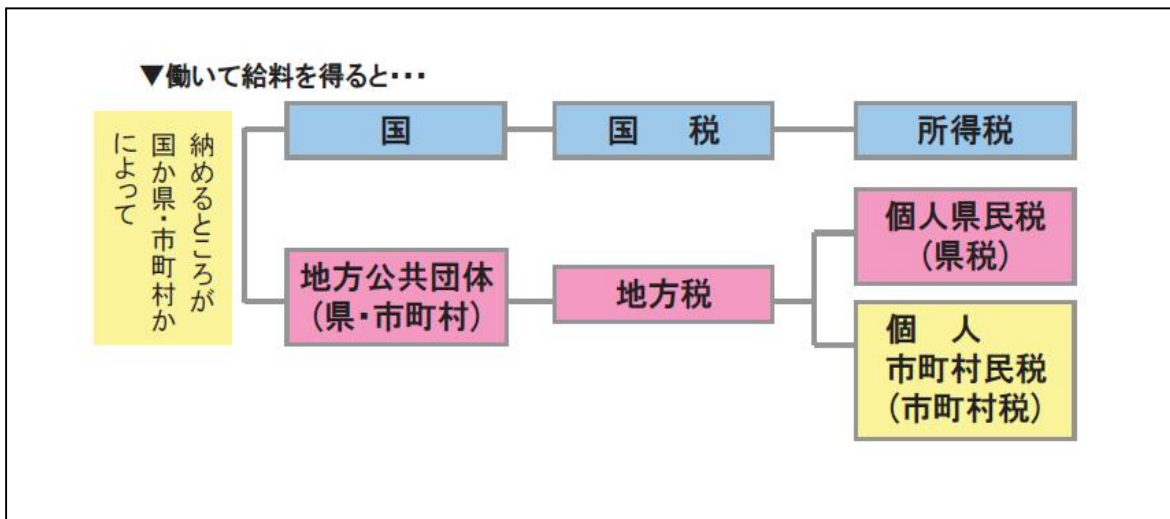
※2 完全実施：全ての特別徴収義務者に対して、特別徴収税額を通知すること。

（「山形県行財政改革推進プラン（平成25年3月）」より抜粋）

（税金の種類）

税金には、国に納める税金（国税）と地方公共団体に納める税金（地方税）がある。例えば働いて給料を得るケースを想定すると、国税である所得税は各地区の税務署において申告し納付する。また、地方税である住民税は納税者が住んでいる市町村に申告するが、所得年の翌年度に課税され納付することになる。

また税金は、税を納める義務がある人と、実際に納める人との関係から、直接税と間接税に区分される。直接税とは、税を納める義務がある人と実際に納める人が同じ税であり、間接税とは、税を納める義務がある人と実際に納める人が異なる税である。



（「山形県ホームページ」より抜粋）

(県税の種類)

地方税はさらに、(都道府) 県に納める税金(県税)と、市町村に納める税金(市町村税)に分かれる。このうち、県税の主な概要は以下のとおりである。なお、個人県民税は実務上、市町村民税と一緒に、各市町村において賦課徴収される。

	税 目	内 容	
直 接 税	個人県民税	・所得に応じて課税する「所得割」と一律に課税される「均等割」がある。 ・個人の市町村民税と合わせて市町村で賦課徴収し、県へ払い込まれるもの。	
	法人県民税	・法人税額に応じて課税する「法人税割」と一律に課税される「均等割」がある。 ・法人(企業など)が受ける様々な行政サービスに対し、負担を求めるもの。	
	個人事業税	・個人が行う事業に課せられるもので、業種により、所得に応じて課税されるもの。	
	法人事業税	・法人が行う事業に課せられるもので、業種により、所得又は収入に応じて課税される。 ・資本金等が一億円以上の法人は、所得等以外の「付加価値」、「資本金」の要素でも課税される外形標準課税となる。	
	自動車取得税	・自動車(軽自動車を含む)の取得に対して課せられるもの。	
	自動車税	・自動車(軽自動車を除く)を所有している者に課せられるもので、排気量や乗車定員(バスなど)で税率が異なる。	
	不動産取得税	・不動産(土地・家屋)の取得に対して課せられるもの。	
	間 接 税	軽油引取税	・軽油の消費者が負担し、特約業者等を通じて納められるもの。 ・農業等で使用する軽油については課税免除となる。
		地方消費税	・消費税(国税4%)とあわせて、地方消費税(1%)として売上やサービスの提供等に対して課せられるもの。 ・国が国税と合わせて賦課徴収し、県へ払い込まれる。
県たばこ税		・たばこの消費者が負担し、日本たばこ産業株式会社や卸売販売業者を通じて納められるもの。	

(「山形県ホームページ」より抜粋)

(監査対象)

上記のうち、(1) 県税に占める割合が最も大きく、県が特に注視している個人県民税徴収にあたっての市町村との連携強化の取組み、(2) 個人県民税や、納税の方法として、普通徴収(県が送付した納税通知書により納税者が税金を納める方法)を採用する個人事業税、不動産取得税、自動車税の滞納整理の強化、(3) 県税に占める割合が個人県民税に次いで大きい一方で、納期内納付率が他の税目より相対的に低く、かつ、全国平均よりも低い自動車税を中心とした納税環境の整備、を監査対象としている。なお、軽油引取税の一部と鉾区税は普通徴収の方法をとるが、県税に占める割合を考慮し、(2)の監査対象からは除いている。

●県税の申告と納期一覧

税 目	申 告 期 限	納 期 限	納税の方法
個人県民税 (均等割・所得割)	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日まで提出 ●公的年金等所得のみの受給者も同じ扱いです。	給与支払者が6月から翌年5月まで毎月徴収し、翌月10日まで市町村へ納入	給与支払者による特別徴収
	給与所得者以外は3月15日 ●所得税の確定申告をした人は不要です。	6、8、10、1月 ●市町村により異なります。	普通徴収
法人県民税	確定申告は事業年度が終了した日から2か月以内	申告期限と同じ	申告納付
県民税 利子割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	特別徴収
県民税 配当割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	特別徴収
県民税 株式等譲渡所得割	年間分を一括して翌年1月10日	申告期限と同じ	特別徴収
個人事業税	3月15日 ●所得税の申告をした人や個人県民税の申告をした人は不要です。	第1期：8月31日 第2期：11月30日 ※ 特別の場合はその都度	普通徴収
法人事業税 地方法人特別税	法人県民税と同じ	申告期限と同じ	申告納付

●県税の申告と納期一覧(つづき)

税 目	申 告 期 限	納 期 限	納税の方法
地方消費税	個人事業者は3月末日、法人は課税期間の末日から2か月以内(消費税と同じ)徴収については当分の間、国に委託	申告期限と同じ	申告納付
不動産取得税	取得した日から10日以内	納税通知書に定められた日	普通徴収
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告期限と同じ	特別徴収
自動車取得税	登録又は届出のとき	申告期限と同じ	証紙徴収
自動車税	取得・変更の都度	5月31日	普通徴収
		新規登録のとき	証紙徴収
軽油引取税	毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	特別徴収 普通徴収 申告納付
鉱区税	鉱業権の取得、消滅や変更の日から7日間	5月31日	普通徴収
		新規登録はその都度	
狩猟税	狩猟者の登録を受けるとき	申告期限と同じ	証紙徴収
産業廃棄物税	1～3月分は4月末、4～6月分は7月末、7～9月分は10月末、10～12月分は1月末	申告期限と同じ	特別徴収 申告納付

- 特別徴収・・・経営者等が、県に代わって納税義務者から税金を受け取り、県に納めます。
- 普通徴収・・・県が送付した納税通知書により、納税者が税金を納めます。
- 申告納付・・・納税者が、自分で納める税額を計算し、申告して納めます。
- 証紙徴収・・・県が発行する証紙を購入し、書類などに添付する事により、税金を納めます。

(「山形県ホームページ」より抜粋)

以下では、山形県行財政改革推進プランを受け、具体的な3つの取組みに関して、それぞれの進捗状況を検討した。

1. 市町村との連携強化

(山形県の取組み)

○ 市町村との連携強化

特に収入未済額の多い個人県民税の収入確保に向け、市町村と連携した取組みを強化する。

- ・山形県地方税徴収対策本部や各総合支庁税務課単位の地域協議会による、県・市町村職員向け研修会、市町村への助言、市町村との共同催告・共同徴収等を実施
- ・県と市町村が協議して取りまとめた、「個人住民税における特別徴収の完全実施に向けたアクションプラン（平成24年8月）」に基づいて、平成26年度までに、全市町村において給与所得者に係る個人県民税の特別徴収を完全実施
- ・納税推進強調月間(12月)において、自主納税の推進及び広報・啓発活動を強化
- ・徴収対策を強化するため、県と市町村における徴収職員の併任制度導入を検討

(「山形県行財政改革推進プラン（平成25年3月）」より抜粋)

地方税の徴収対策は、第一義的には、個々の自治体が自らの責任において取り組むべき課題である。しかし、地方税財政改革をはじめとした地方税を巡る背景が変化する中、税収の確保は県と市町村に共通した最重要課題であり、両者が協力体制を強化し、税収確保に向けた対策を共同で実施していく必要がある。

I 税収確保に向けた県と市町村が連携した徴収対策

(1) 各地域個人住民税徴収対策協議会（平成17～18年度設置）の役割

- ・県と市町村による共同催告や共同徴収、直接徴収の検討、実施
- ・実務研修会、出前研修の開催
- ・滞納者情報の共有化
- ・滞納者への対応策の協議 など

(2) 山形県地方税徴収対策本部（平成19年度設置）の役割

- ・個別訪問による市町村への助言
- ・全県研修会の開催
- ・地方税徴収対策の検討
- ・各地域協議会に対する支援 など

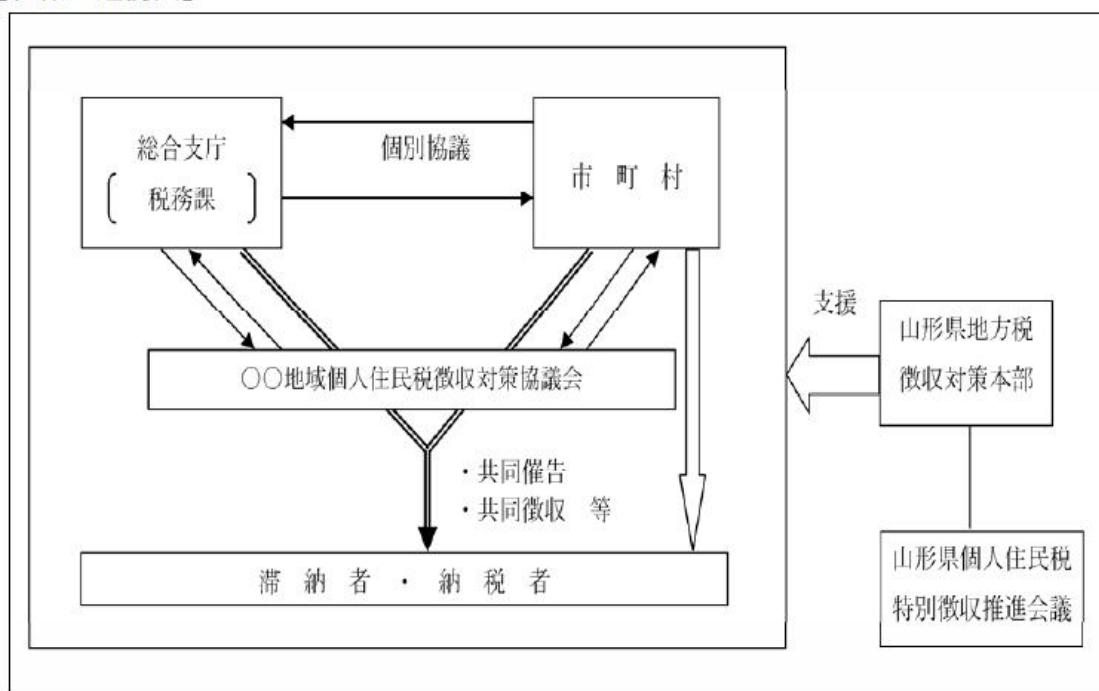
(3) 山形県個人住民税特別徴収推進会議（平成24年度設置）の役割

- ・アクションプランの策定
- ・アクションプランの進捗管理
- ・個人住民税の特別徴収の周知広報
- ・未実施事業所に対する個別訪問の支援
- ・全県的研修会の開催と各協議会等の研修

(「平成25年度山形県地方税徴収対策本部会議」資料より抜粋)

下記は、税収確保に向けた山形県と市町村の組織・連携図である。

【組織・連携図】



山形県では、各総合支庁税務担当課と管内市町村税務主管課によって構成する「地域個人住民税徴収対策協議会」並びに県庁関係課、各総合支庁税務担当課及び各地域協議会等を代表する市町村の税務担当課によって構成する「山形県地方税徴収対策本部」を設置し、それぞれ役割を分担しながら税収確保に向けた対策を進めている。また、平成24年度には、山形県地方税徴収対策本部の下部組織として、全市町村が参加する「山形県個人住民税特別徴収推進会議」を組織し、平成26年度までに個人住民税の特別徴収を完全実施するアクションプランを策定している。

税収確保に向けた県と市町村の連携の経過については、下表のとおりである。

税収確保に向けた県と市町村の連携の経過	
年度	内 容
17年度	「個人住民税徴収率向上支援方針」を策定
	「地域個人住民税徴収対策協議会」を設置（西村山、北村山、置賜）
18年度	「地域個人住民税徴収対策協議会」を設置（村山、最上、西置賜、庄内）
19年度	「山形県地方税徴収対策本部」を設置
23年度	「山形県地方税徴収対策本部」の構成員に、市及び町村を代表する税務担当課として新庄市と小国町が加わる
24年度	「山形県地方税徴収対策本部」の構成員に、各地域協議会等を代表する市町村の税務担当課が加わる （山形市、寒河江市、東根市、新庄市、米沢市、小国町、酒田市）
	山形県地方税徴収対策本部の下部組織として、全市町村が参加する「山形県個人住民税特別徴収推進会議」を設置し、平成26年までに個人住民税の特別徴収を完全実施するアクションプランを策定

（「平成25年度山形県地方税徴収対策本部会議」資料より抜粋）

年度	地域協議会						本部	
	共同催告	共同徴収	直接徴収	実務研修会	出前研修	その他	個別訪問	研修会
17年度	1	1					/	/
18年度	6	4						
19年度	5	6	5	4	5	特別徴収企業訪問 合同財産調査	12	市町村70名 県20名
20年度	6	4	1	5	3		10	市町村60名 県14名
21年度	6	2		4	2	ネット公売相談 個別案件の検討会 特別徴収企業訪問	3	市町村71名 県12名
22年度	5	1		7		特別徴収企業訪問	3	市町村104名 県23名(延4回計)
23年度	5	2		7	1		3	市町村179名 県33名(延4回計)

（「個人住民税における特別徴収の完全実施に向けたアクションプラン」より抜粋）

次頁では、上記取組みの成果等について確認する。

(取組みの成果等)

山形県地方税徴収対策本部が行う市町村への個別訪問については、平成24年度までに延べ35市町村に対して実施しているが、助言を行った市町村では、実施前と比較して差押件数、公売数とも大幅に増加しており、徴収率も向上している。平成24年度には、個別訪問による助言によりインターネット公売を導入した町もあり、一定の成果を上げている。

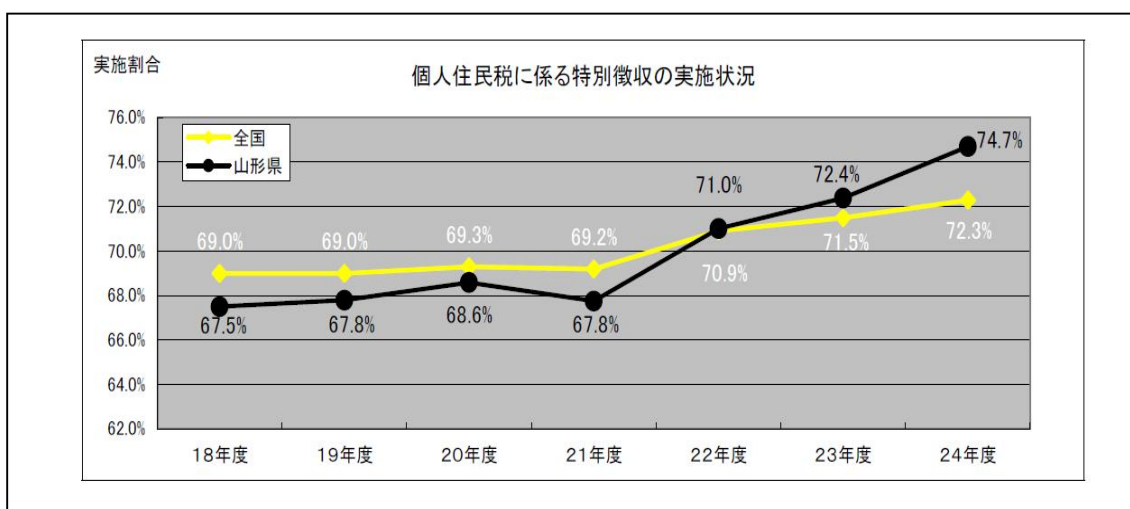
個別訪問による市町村への助言の成果

要望のあった24市町村（延35市町村）を対象とした状況

項目	実施前	直近	比較
差押件数	913件	2,246件	H24見込 2.5倍
公売数	12件	1,323件	H24見込 110.3倍
徴収率	90.6%	91.3%	H23実績 +0.7P

(「平成25年度山形県地方税徴収対策本部会議」資料より抜粋)

また、個人住民税の特別徴収についても、個人住民税特別徴収推進会議によって策定されたアクションプランに基づいて、県と全市町村が取組みの徹底を推進しており、特別徴収の実施率も平成18年度は67.5%だったものが、平成24年度には74.4%となっており、全国平均を上回る伸びが見られる。



以上より、山形県の実施率は一定の効果を上げているといえる。

(個人住民税特別徴収の完全実施)

山形県では、アクションプランにおいて、県内の全市町村において平成26年6月までに個人住民税における特別徴収を完全実施するという成果目標を掲げている。当該成果目標を達成するために、下記のような取組みを行っている。

4.個人住民税における特別徴収

本県では、個人住民税の税収確保の観点から、平成21年度から県と市町村が連携して、個人住民税における特別徴収の推進を図るため、事業所訪問や文書による勧奨、税理士会及び商工会議所など各種団体に対する協力依頼等を実施してきた。

【これまで実施してきた取組み】

- ・関係団体等への広報、周知などの要請
(法人会、税理士会、社会保険労務士会、商工会議所、商工会等)
- ・啓発用ポスター・チラシの配布、機関紙への掲載、メールマガジン・ホームページへの掲載等
- ・県の広報媒体等(県庁だより・テレビ・ホームページなど)を活用した啓発
- ・市町村の広報媒体等を活用した啓発
- ・県と市町村の合同で企業へ個別訪問
- ・企業へ啓発用チラシの送付
- ・各税務署が開催する「年末調整説明会」での広報・啓発活動の実施

(「個人住民税における特別徴収の完全実施に向けたアクションプラン」より抜粋)

アクションプランにおける成果目標としては、次の項目について、具体的な指標を年次別に設定している。

(1) 個人住民税特別徴収完全実施に取り組む市町村数

○県内35市町村は、平成26年度までに特別徴収義務者となる全ての事業者に対して、地方税法第321条の4に規定する特別徴収税額の納入通知を行う。

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市町村数	0	1	9	18	35
割合(%)	0	2.9	25.7	51.4	100

(2) 県内市町村の特別徴収実施率(人員ベース)

○特別徴収実施率(人員ベース)は、市町村民税の納税義務者(給与所得者)に占める、特別徴収に係る納税義務者の割合である。

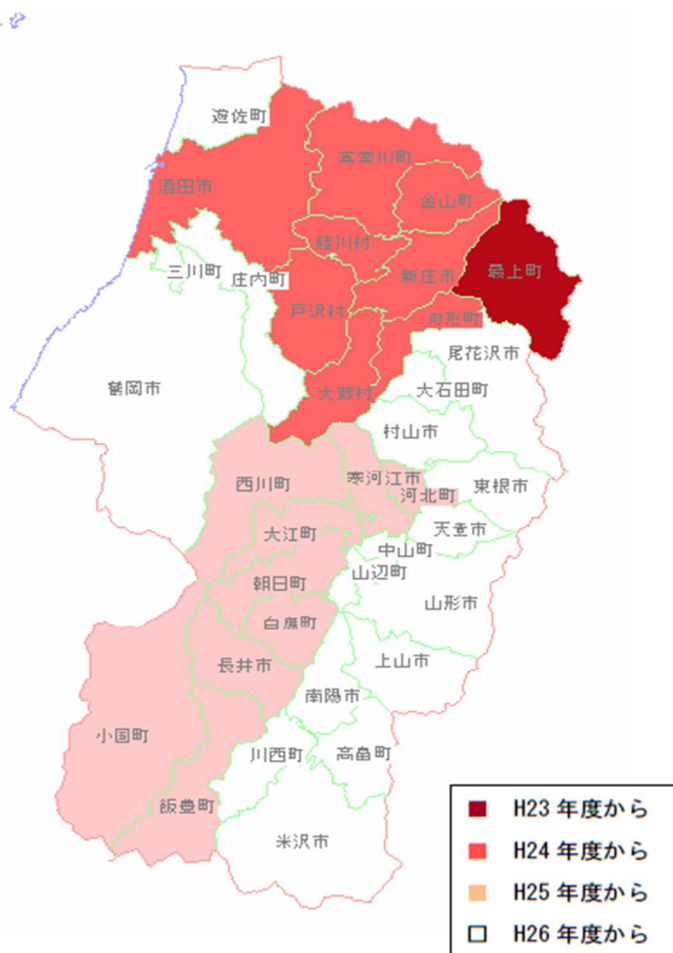
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
割合(%)※	71.01	72.39	74.69	80.00	85.00

※ 平成24年度までは実績、平成25年度以降は各市町村の成果目標に基づき積算した値。な

お、4月1日現在離職中の人は特別徴収の対象外となるなど、全ての給与所得者が特別徴収の対象とはならないので、実施率は100%にはならない。

【参考】

市町村別の個人住民税特別徴収完全実施（予定）時期



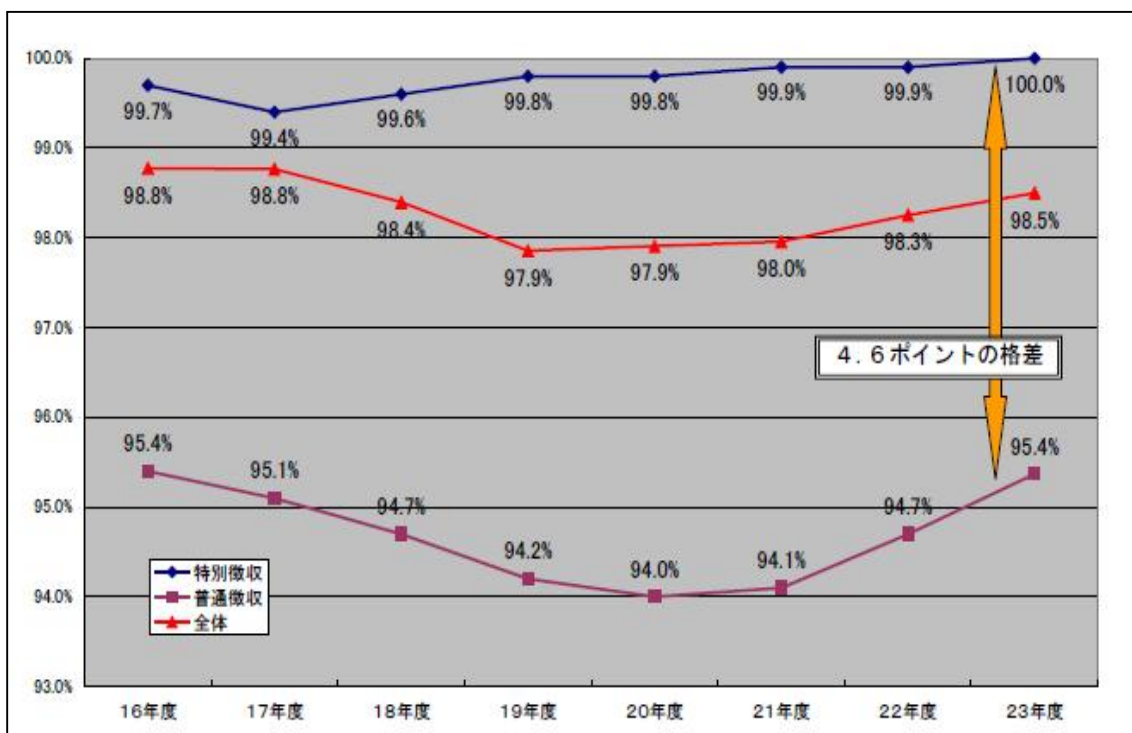
(完全実施達成による効果試算)

平成23年度における特別徴収の実施率は72.4%となっているが、アクションプランに掲げる目標の85%まで向上した場合における増収効果を試算すると、県民税で80百万円の増収になると見込まれている。

(特別徴収と普通徴収の徴収率の推移)

以下のグラフのとおり、特別徴収の徴収率はほぼ100%であるが、普通徴収の徴収率は4~5ポイント低くなっており、県税収入の確保のためには特別徴収の徹底が重要となっている。

徴収率の推移は下表のとおりである。



(実施した手続き)

個人住民税特別徴収の推進に対する山形県の具体的な取組みや、「個人住民税における特別徴収の完全実施に向けたアクションプラン（平成24年8月）」の進捗状況について確認した。また、村山、最上、置賜、庄内の各総合支庁において、県と市町村との連携強化（職員向け研修会、市町村への助言、市町村との共同催告・共同徴収等）の内容について、直近までの活動状況を確認した。

(監査の結果)

これまでの山形県の取組みは一定の効果을あげているということができ、今後も県と市町村が連携しながら事業を継続していくことが有効であると考えます。山形県では、個人住民税特別徴収推進会議によって策定されたアクションプランに基づいて、特別徴収実施率の目標を掲げている。市町村ごとに特別徴収の実施時期が異なるため、特別徴収についての進捗状況は各市町村によって異なるが、これまで各地域個人住民税徴収対策協議会が中心となり連携の強化が図られ、県全体の進捗状況は、25年度現在で79.46%と、目標の80%を概ね達成している。山形県は歳入の確保に向け、平成26年6月までに個人住民税における特別徴収を完全実施するという高い目標を掲げている。前述のように、完全実施を達成した場合には高い増収効果が期待できることから、目標達成に向け、今後も県と市町村が連携し、収入の確保に努めていただきたい。

2. 滞納整理の強化

(山形県の取組み)

山形県では、滞納整理の強化に向け、以下のような取組みを行っている。

○ 滞納整理の強化

・自動車のタイヤロックをはじめとした動産の差押えや、インターネット公売等を積極的に実施

・滞納整理強調月間(3か月程度)において、集中的な滞納整理を実施

(「山形県行財政改革推進プラン(平成25年3月)」より抜粋)

収入未済額にかかる徴収率の向上のためには、このような滞納整理や督促に係る事務手続を確実にかつ効果的に行うことが大前提となる。

また、市町村が徴収事務を行っている個人県民税に関しても、「1. 市町村との連携強化」に記載したように、各市町村への個別訪問による助言や研修会の開催等を通じて滞納整理の強化に向け連携を行っている。

(実施した手続き)

(1) 個人事業税、不動産取得税、自動車税

県が徴収事務を行っているもののうち、普通徴収(県が送付した納税通知書により納税者が税金を納める方法)を採用する個人事業税、不動産取得税、自動車税に関して、村山、最上、置賜、庄内の各総合支庁において、総合電算システムより出力される平成25年5月31日時点の督促済未納リストをもとに、滞納発生案件をそれぞれ数件サンプリングし、督促及び滞納処分手続を質問するとともに、納税通知書(控)、督促状、催告書、てん末に関する記録簿、差押・公売等法的手続に関する資料を閲覧した。

(2) 個人県民税

市町村が徴収事務を行っている個人県民税に関しては、各市町村への個別訪問や共同催告・直接徴収等の実施状況、滞納者への対応策の協議等、各地域個人住民税徴収対策協議会や地方税徴収対策本部、個人住民税特別徴収推進会議での取組み資料を閲覧した。

(監査の結果)

(1) 個人事業税、不動産取得税、自動車税

村山、最上、置賜、庄内の各総合支庁における督促及び滞納処分についてはいずれも、個人事業税に関しては地方税法第72条の66~70、不動産取得税に関して地方税法第73条の34~38、自動車税に関しては地方税法第165条~第169条の規定に基づいて事務

手続きが行われている。つまり、納税者が納期限までに税金を完納しない場合には、県の徴税吏員が納期限後二十日以内に、納税者に督促状を発送する。督促状を発送した段階で滞納整理個票を作成し、滞納整理を開始する。ただし自動車税は件数が多いため、滞納整理個票の作成が遅くなるケースもある。督促状発送後、およそ1ヶ月経過しても納税者より連絡がない場合には、個人事業税、不動産取得税、自動車税とも、各総合支庁より納税者に催告状が発送される。これら督促の経過や顛末は、滞納整理個票の裏面に記載される。なお、納期限を変更する場合、徴税吏員がバーコードで読み込むと（返戻サイン入力という）、総合電算システムに変更情報が反映される。サンプリングによる手続を実施した範囲では、地方税法の規定に基づいて督促及び滞納処分手続が行われている。

なお、県の滞納処分の実施状況は、下記のとおりである。

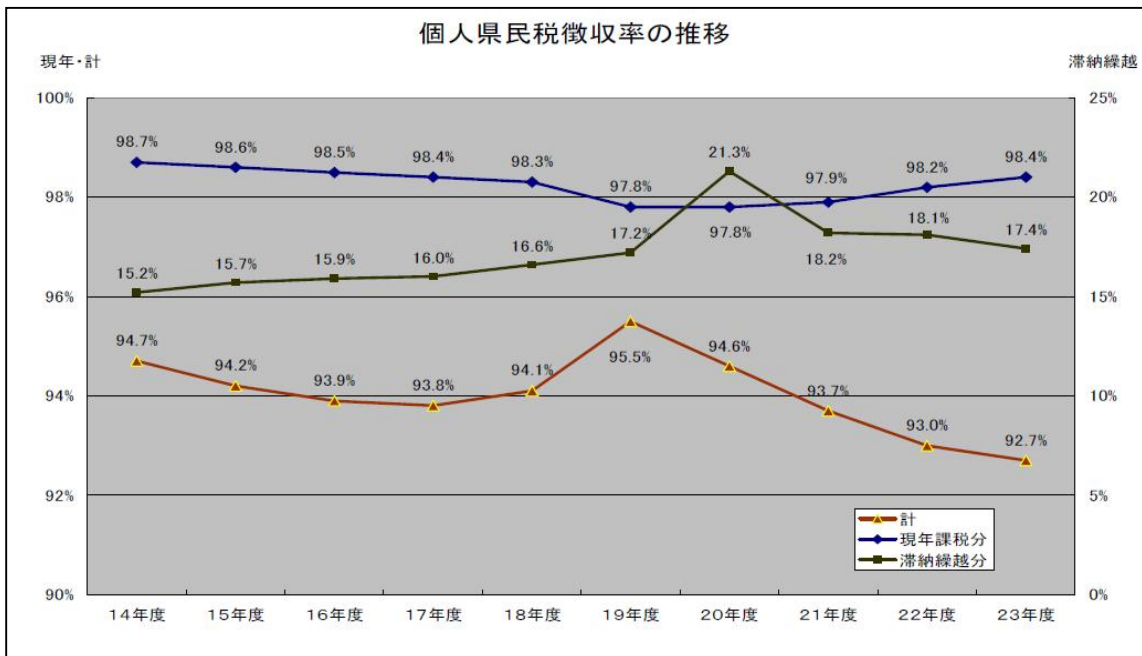
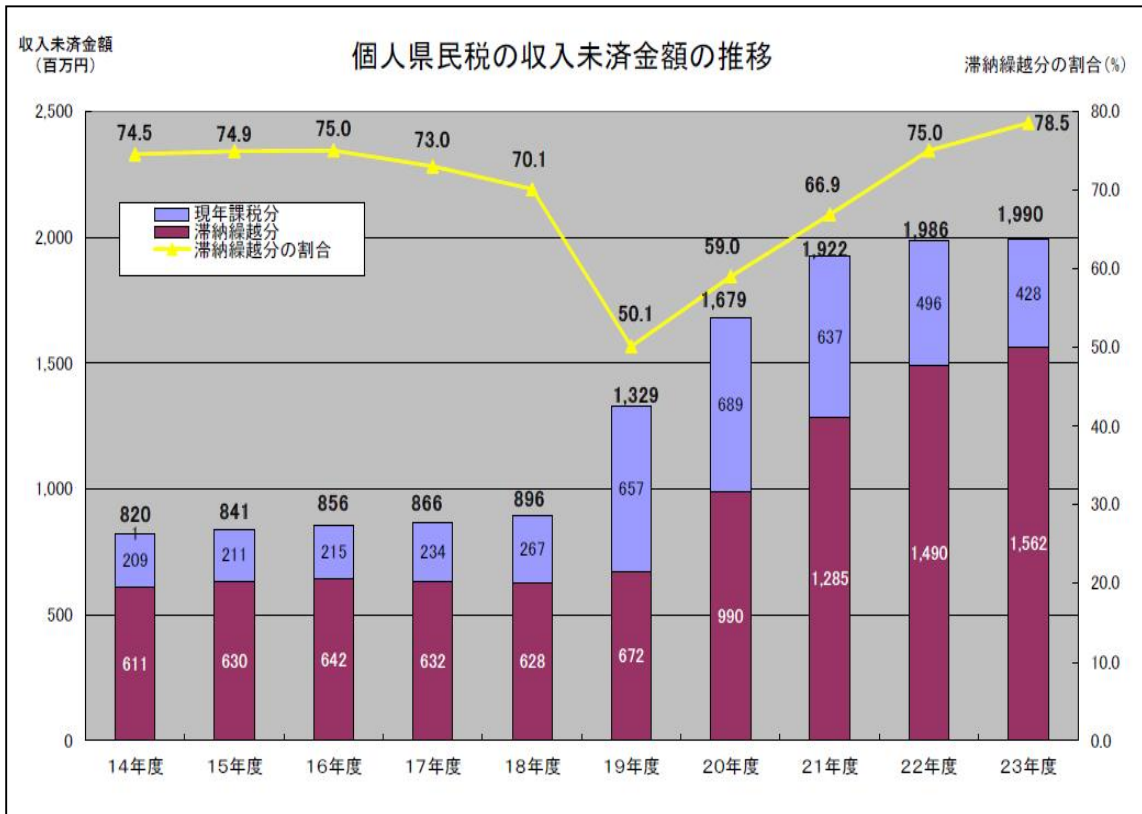
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
差押件数	2,307	1,905	3,078	3,704	3,721
公売公告回数	27	33	35	29	23
換価物件数	1,081	794	1,636	1,423	1,922
換価金額(千円)	58,321	34,194	62,577	56,643	67,116

(2) 個人県民税

平成19年度に、国税の所得税から、地方税の個人住民税（県民税・市町村税）へ税源移譲が行われたことにより、個人県民税の収入未済額が大幅に増加した。

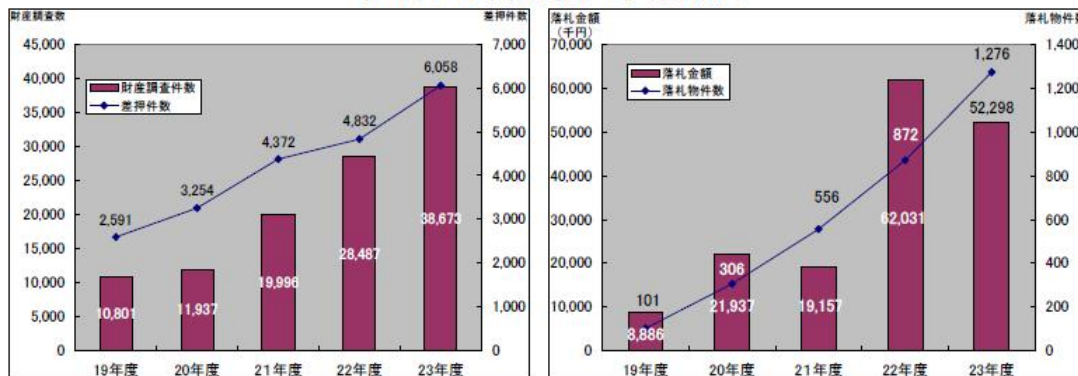
また、その際の制度改正により、個人住民税については、低所得者層に係る税率が増加し高所得者層に係る税率が減少したことで、収入未済が発生しやすく、結果、滞納繰越額も増加しやすい構造となっており、平成18年度628百万円だった滞納繰越額が、平成23年度には1,562百万円まで増加している。

また、現年課税分の徴収率は平成20年度の97.8%から、継続して上昇しているのに対し、滞納繰越分の徴収率は平成20年度の21.3%から、継続して低下しており、全体の徴収率の押し下げ要因となっている。



個人県民税の徴収率向上に向けた滞納整理の強化については、市町村の自助努力とともに、県も各市町村に対し個別訪問による助言の実施や研修会等の開催などで、支援を行っている。市町村の滞納処分の実施状況は、下記のとおりである。

市町村の滞納処分の実施状況



(単位:件、千円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
財産調査件数	10,801	11,937	19,996	28,487	38,673
差押件数	2,591	3,254	4,372	4,832	6,058
公売実施物件数	160	481	874	1,008	2,239
落札物件数	101	306	556	872	1,276
落札金額	8,886	21,918	19,157	62,031	52,298

財産調査件数は、平成19年度の10,801件から平成23年度には38,673件まで増加しており、それにともない、差押件数が平成19年度の2,591件から平成23年度には6,058件にまで増加したのをはじめ、公売実施物件数なども増加している。

なお、差押件数に関しては、差押手続及び換価価値が最も合理的に行える預貯金が最も多く、次いで自動車、不動産となっている。また、県の市町村に対する個別訪問によりインターネット公売を導入した市町村もあり、滞納整理の強化は一定の成果を上げている。

前述のとおり、滞納繰越額は累積的に増加しており、全体の徴収率の押し下げ要因となっているため、県税収入確保の観点から、滞納繰越分の徴収率向上が必要である。現年課税分の徴収率を維持するとともに、差押・公売等法的手続を徹底し、滞納繰越分の徴収率向上を図られたい。【意見】

3. 納税環境の整備

(山形県の取組み)

山形県の徴収率は全国的には高い水準にあるが、最近ではさらなる徴収率の向上を目指して、次のような取組みを実施している。なお、平成25年度より新たにインターネットによるクレジット収納を導入し、納税環境を整備している。

○ 納税環境の整備

- ・インターネットによるクレジット収納を導入（H25～）
- ・自動車税、自動車取得税の電子納税については、全ての都道府県が導入する「自動車保有関係手続きのOSS※」の新システムの稼働に併せて導入を検討。その際、法人県民税、法人事業税の電子納税についても併せて検討
- ・ゆうちょ銀行における口座振替、全税目のコンビニエンスストア収納について、周知徹底（H24～）

※ 自動車保有関係手続きのOSS：OSSはワンストップサービスの略。自動車を保有するために必要な手続きと税・手数料の納付を、インターネットを使ってオンライン申請で一括して行うことを可能とするもの。

（「山形県行財政改革推進プラン（平成25年3月）」より抜粋）

(納めやすい納税環境の整備に向けた県の取組み)

(1) 口座振替

- ・24年度から対象金融機関にゆうちょ銀行を追加

(2) コンビニ収納

- ・24年7月から対象税目を全税目に拡大

(3) インターネットによるクレジット収納【新規】

- ・25年度の自動車税定期賦課分から実施

最近における納税環境の整備状況	
年 度	整備内容
22年度	コンビニ収納の導入（自動車税、個人事業税、不動産取得税、鉦区税）
24年度	コンビニ収納の対象税目を全税目に拡大 口座振替の対象金融機関にゆうちょ銀行を追加（自動車税、個人事業税）
25年度	インターネットによるクレジット収納の導入（自動車税）

（「平成25年度山形県地方税徴収対策本部会議」資料より抜粋）

以降では、前述のような納税環境の整備が県税収入の確保にどのように影響しているかを確認していく。

まず、総合支庁別の納期内納付の状況を確認する。

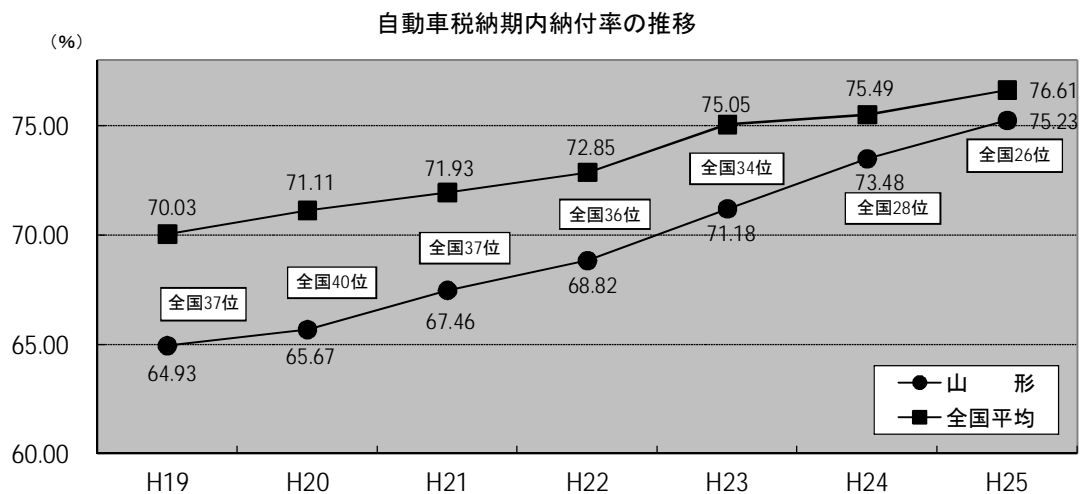
	村山総合支庁納税課			最上総合支庁	置賜総合支庁		庄内総合支庁	税政課	県計
	納税課	西村山税務課	北村山税務課	税務課	税務課	西置賜税務課	税務課		
法人県民税	96.51	96.04	70.77	93.55	98.68	94.94	94.84		93.38
法人事業税	97.37	97.73	75.27	97.74	99.15	96.74	96.73		95.40
個人事業税	85.77	83.27	82.90	87.98	92.07	86.65	84.79		86.20
不動産取得税	87.45	92.31	94.73	86.78	92.93	90.28	90.02		89.89
自動車税	76.94			70.46	76.55		73.77		75.75
自動車取得税	100.00						100.00		100.00
軽油引取税	43.18	77.43	44.56	73.14	98.10	42.28	51.46		48.31
その他の税目	100.00	89.00	69.10	100.00	100.00	100.00	100.00	99.98	99.54
計	78.18	93.52	69.61	78.96	86.95	84.90	76.94	99.98	80.15
計	76.67	93.52	69.61	87.16	98.10	84.90	77.05	99.98	80.98

上表によると、税法上2ヶ月間の徴収猶予がある軽油引取税を除き、自動車税の納期内納付率は平成24年度75.75%と、他の税目に比して低いことが確認できる。

自動車税が県税に占める割合は、18.1%（平成25年度の一般会計予算）と個人県民税に次いで大きく、従って県税収入への影響が大きい税目であり、注視する必要がある。

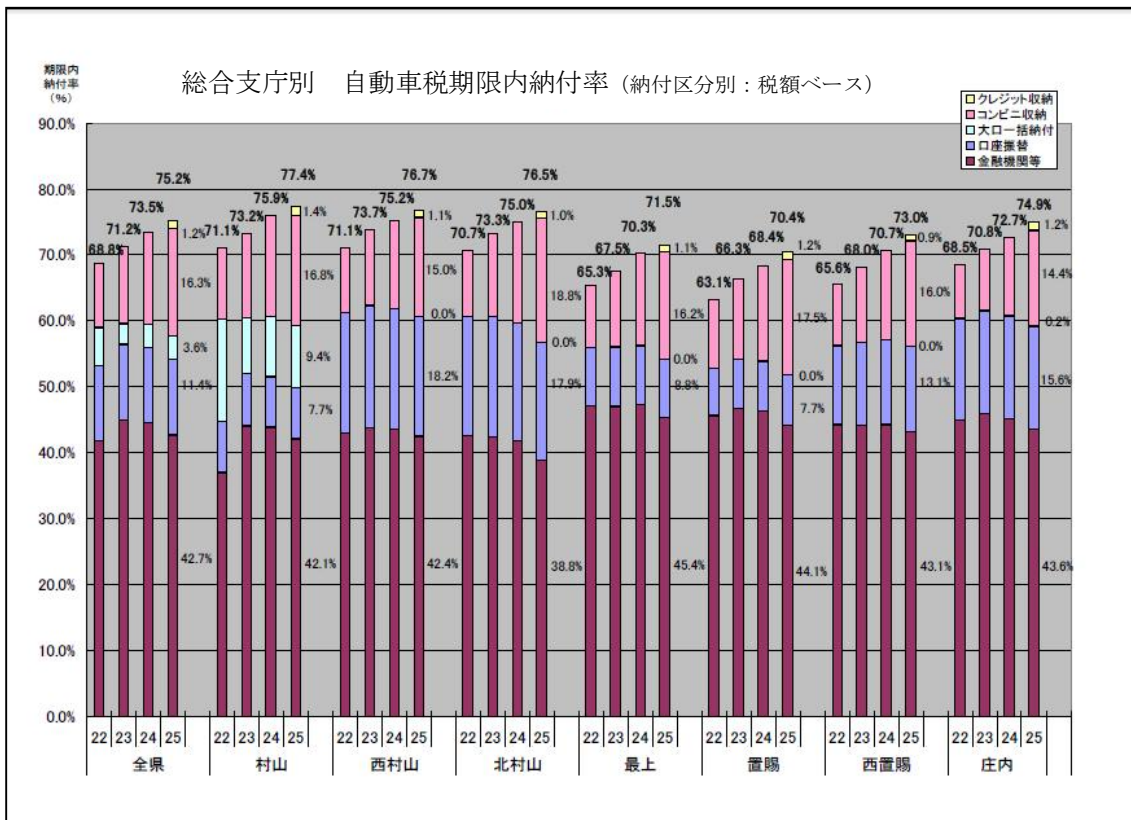
(自動車税の納期内納付率について)

全国平均との比較で見た、自動車税納期内納付率の推移は下記グラフのとおりである。山形県の納期内納付率は年々向上してきているが、全国平均を継続的に下回っており、さらなる納期内納付率の向上が課題となっている。



この点、コンビニ収納を開始した平成22年度以降、山形県の自動車税納期内納付率と全国平均との差は徐々に縮小してきており、納税方法の多様化は納期内納付率の押し上げに有効であると推測される。納期内納付率の向上は、収入未済の発生防止につながり、県税収入確保のための重要な施策であるといえる。

また、総合支庁別に見た推移は下表のとおりである。各総合支庁とも、コンビニ収納の拡大に比例する形で、納期内納付率が向上している。



自動車税収入率の推移は下表のとおりである。納期内納付率の向上や厳格な滞納整理の執行などにより、自動車税収入率（現滞計）はここ数年改善傾向にある。

自動車税収入率の推移

(単位：%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
現年課税分	99.19	99.29	99.39	99.60	99.71
滞納繰越分	19.16	22.79	24.64	24.07	21.68
現滞計	97.34	97.48	97.80	98.12	98.41

(実施した手続き)

各総合支庁において実施している、コンビニ収納やクレジット収納の普及促進活動についてヒアリングした。また、コンビニ収納による効果分析資料を閲覧し、コンビニ収

納の利用拡大が納期内納付率向上に与える影響を確認した。さらに、各総合支庁において、納税通知書の発送手続き（宛先不明による返戻時の対応等含む。）について確認した。

（監査の結果）

(1) 納税環境全般

県全体の自動車税納期内納付率は平成 22 年の 68.8%に対して、平成 24 年は 73.5%と向上し、コンビニ収納の開始と納期内納付には正の相関関係が見られる。また、クレジット収納を開始した平成 25 年度においても対前年比で 1.7%納期内納付が上昇しており、コンビニ収納、クレジット収納等の納税方法の多様化は納期内納付率向上の有効な手段であると考えられる。今後も費用対効果を勘案し、納期内納付率のさらなる向上の手段として、コンビニ収納、クレジット収納の普及促進を図っていくことが有効であるといえる。

(2) 納付書再発送時の納税手段の多様化

山形県では、期限到来後に納付書を再発送する場合、納税者本人の希望により、納付書にバーコードを印字し、コンビニ支払を可能にできる仕組みがある。これに基づき、例えば県外居住者で指定金融機関への納付が困難な場合等、納税者からの要請があれば、県が滞納者の個々の状況を勘案してコンビニ支払可能な納付書の発送に応じている。このように納税義務者に多様な支払手段を用意することは、収入未済の発生防止につながり、県税収入を確保する観点からは非常に有用であるといえる。

(3) 返戻整理簿の更新

各総合支庁において自動車税にかかる納税通知書の返戻整理簿を確認したところ、村山総合支庁において、一定期間更新されていなかった。自動車税は県外居住者の存在等もあり、納税通知書の返戻・転送数が他の税目に比して多く、また、納期限変更も行われる。返戻整理簿が適時に更新されないことは、納税通知書の転送や納付書の再発送の遅れにつながり、税収確保の阻害要因となり得る。返戻整理簿を適時適切に更新し、転送や納期限変更の事務手続きの確実な実施を担保されたい。なお、山形県税務総合電算システムにおいて納税通知書の返戻・転送等の管理が可能であるならば、事務の重複を防止するため、返戻整理簿による管理の必要性も含めて検討されたい。【意見】

平成 24 年度、平成 25 年度の総合支庁別の自動車税納税通知書の返戻件数は下表のとおりである。

自動車税納税通知書返戻件数集計表

(単位：件数)

年度	内 訳	村山						最上	置賜				庄内	合計			
		課税		西村山		北村山			置賜		西置賜						
H 2 5	返戻	1,530		144		206		188		421		118		523		3,130	
	納期内転送 納期限変更	577	953	44	100	83	123	63	125	171	250	34	84	145	378	1,117	2,013
	(納通発送件数)	180,091		33,137		39,749		29,791		57,151		23,894		105,018		468,831	
	(発送件数に占める転送割合)	0.32%		0.13%		0.21%		0.21%		0.30%		0.14%		0.14%		0.24%	
	(発送件数に占める返戻割合)	0.85%		0.43%		0.52%		0.63%		0.74%		0.49%		0.50%		0.67%	
H 2 4	返戻	1,551		146		238		158		460		88		533		3,174	
	納期内転送 納期限変更	553	998	43	103	99	139	52	106	199	261	30	58	146	387	1,122	2,052
	(納通発送件数)	180,464		33,389		39,932		29,852		57,357		24,083		105,511		470,588	
	(発送件数に占める転送割合)	0.31%		0.13%		0.25%		0.17%		0.35%		0.12%		0.14%		0.24%	
	(発送件数に占める返戻割合)	0.86%		0.44%		0.60%		0.53%		0.80%		0.37%		0.51%		0.67%	

※(納通発送件数)は、返戻件数の集計対象となっている「実態課税」「民間課税」の課税区分のもの。